

第十六回国会
衆議院

經濟安定委員會會議錄第十六号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長代理 理事 栗田 英男君
理事 小笠 公昭君 理事 武田信之助君
理事 菊川 忠雄君

長谷川 峻君 神戸 眞君
楠美 省吾君 飛鳥田一雄君
石村 英雄君 加藤 清二君
杉村治郎君 中村 時雄君
山本 勝市君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君
出席府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局參事官 西村健次郎君
(第三部長)

公正取引委 横田 正俊君
員委員長 須賀 賢二君
總理府事務官(經濟
審議庁調査部長)

委員外の出席者

農林事務官(食
糧庁業務第二
部食品課長)

專門員 東辻 正夫君
專門員 田地与四松君
專門員 菅田清治郎君

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保
に關する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇四号)

○栗田委員長代理 これより會議を開
きます。

委員長が所用のため、理事でありま
す私が委員長の職務を行います。
前會に引続き私的独占の禁止及び公

正取引の確保に關する法律の一部を改
正する法律案を議題とし、質疑を継続
いたします。

○長谷川(峻)委員 本日の審議に入る
前に、新聞を読みますと、經濟審議庁
が白書を出しております。これは朝刊
にその論評が取上げられておるのだ
が、今から先の日本の經濟計画を書
いたような重要な資料が本委員会に提出
されてない。これは委員会を無視す
るもので、はなはだもつてけしからぬ
と私は思う。ただいまから昨日の理事
會の予定に従つて独禁法の問題につ
いて法制局の説明を聞き、質疑応答を行
つて、その間においてこの關係者にこ
こに出席を求めて、その事情を説明願
うとともに、その資料についてわれわ
れは提出を要求するものであります。

○栗田委員長代理 ただいまその点に
關しましては、平井次長が参りますか
ら、その際に御質疑を願います。飛鳥
田一雄君。

○飛鳥田委員 法制局の方に、この独
禁法の改正案に關して、この委員会
問題になりました法律上の疑義につ
いて、二回お話をいただきました。

まず第一に問題になりましたこと
は、この不況カルテルなり、合理化カ
ルテルなりを許します場合に、公取の
認定と主務大臣の認可と二つの条件が
必要になつて参ります。この場合に、
今までの例によりますと、公取が不認
可にいたしました場合には、高等裁判
所に対してその不服の訴えをすること
ができる。ところが今度の場合により

ますと、主務大臣の不認可に対して
は、特殊の規定がございせんので、
一般の規定に従つて東京地方裁判所に
不服申立てをしなければならぬ。そう
いたしますと、このカルテルをつくる
かつくらぬかというところは、經濟的に
非常に早く動いて行く事情のもとに決
定をして行くわけでありまして、東
京地方裁判所の第一審から最高裁判所
までやつて行くというようなことは、
非常に手間がとれ、当事者にとつても
必ずしも利益ではないのではないかと。
公取の場合には高等裁判所であつた。
今度の場合には地方裁判所である。こ
ういうようなアンバランスがどうして
現われて来るのか。そこでまたこの問
題をこの法律の解釈上、どう解釈して
行かなければならぬのか、こういう
点についてお答えをいただきたい。

第二の点としては、公取が認定をし
ないで、そのために主務大臣が認可を
できない場合に、これを認可すべしと
いう訴訟を起す場合に、訴訟当事者は
相手方はだれであるか、当然主務大臣
でなければならぬわけですが、その場
合に主務大臣に対して裁判所が下した
判決は、公正取引委員会まで拘束をす
るかどうか、羈絆力が及ぶかどうか、
これが第二点。

第三点としては、公取が認定をしな
いにもかかわらず、主務大臣が認可し
た場合、これは一見外形的には有効な
行政措置として成立をするように見え
ますが、実質的には公取の認定を受け
ていないのでありますから、その主務

大臣の認可はどういう効力を持つか、
こういうような点がまず認可と認定に
ついて問題になりました点であります
が、以上三点を御説明いただきたい。

○西村(健)政府委員 お答えいたしま
す。第一の点につきましては、公取が
認可、不認可の処分をする場合には、現
行法上は審決をもつてやる。従いまし
て、これに対してはただちに東京高裁
に持つて行くことができる。しかるに
不況カルテルの場合の不認可の処分に
ついては地裁に持つて行くというアン
バランスを、どう解釈するかというお
尋ねのようでございますが、一般的に
申しまして、行政処分に対して不服が
ある、その処分を違法だとするものに
つきましては、第一審として地方裁判
所に持つて行く、これはすべての法律
をござらんになつて飛鳥田委員御承知の
通りであります。ただ独禁法につきま
しては、審決という準司法的な手続を
経てなされたものについてのみ、これ
を第一審を省略して、いきなり東京高
裁に持つて行くということにしておる
のであります。この不況カルテルの場
合の認可も、一般の行政処分と同じ性
質のものでありますから、行政法上
から見ますと、同じ性質のものであ
りますから、それ自体としては地裁
に持つて行くというところは法律上何ら
さしつかえない。ただ、たゞ／＼同じ独
禁法の中において、一般的行政処分
によるものと、それから審決という準
司法的手続を経て行われる処分とい
うものが、今度の改正によつて一緒にな

りますために、今おつしやられたよう
に一見アンバランスということが言わ
れる可能性が出て来るわけでござい
ますが、理論的に申し上げますと、今申
し上げたようにさしつかえないのでは
ないか、もちろんこれは立法論として
議論はいろいろあると思ひますが、さ
しつかえないものと私どもは考へて
おります。

それから第二の点につきましては、公
取が認定をしない、従つて主務大臣
が認可をしない、不認可の処分をし
た、そしてそれを訴訟に持つて行
つて、従つて訴訟によつて不認可の処分
がくつがえされた場合に、これがどう
なるかというお尋ね、そういう意味だ
ろうと私は解釈してお答えするので
あります。もし私の解釈が間違つて
おりますら、またあらためてお尋ね
していただきたいと思います。その場
合におきまして、結局不認可の処分と
いうのは、主務大臣の処分でござい
ます。これが違法な処分として取消さ
れたということになりますと、結局
その判決の羈絆力は行政事件訴訟特例
法の十二条がおそらく適用になるのじ
やないか。従いまして、当然その判決
の拘束力というものは、認定をした公
正取引委員会をも拘束するといふふう
に私どもは考へておるのであります。

それから第三の、認定を公取がしな
いにかかわらず、主務大臣が認可をし
た、いわゆる瑕疵ある行政行為、それ
が重大な瑕疵であれば無効な行政行為
になるわけでありまして、無効になつた

ものにつきましては、しからば認可がなかつたと同じことになるか、それまでにした共同行為というものはどうなるのかというお尋ねと思いますが、これはいろいろ行政法上の取消し得べき行為とか、無効なる行政行為という、いろいろむずかしい議論もそこにあると思いますけれども、私どもの考えといたしましては、おそらく認定を経ない、あるいは認定がないにもかかわらずした認可というものは、無効になるのではないかと、無効になりまして、それが無効として確認されて、正式にその無効宣言されました後におきまして、それが無効になるのでありまして、それ以前においてやつた、共同行為について、認可を受けたものとしてやつた共同行為についてまで、それが違法性を持つて来るというふうには、私は行政行為の性質上、解釈することは妥当でない、こういうふうに考えております。

○飛鳥田委員 委員会でも問題になりました点は、今のは第一の点ですが、これはせつかく今まで公取が審決せられて、それが高等裁判所に出訴するといふ一貫した体系が整えられていたにもかかわらず、その中にいきなりこれをばかつと、主務大臣の不認可の場合は地方裁判所という形を持ち込むことが、この独禁法のとられておる一つの法律体系的な体系を乱すことになりはしないか、なるほど純粋に理論的に言え、さしつかえないという非常に冷淡な言葉で終つてしましますが、そうでなく、そういうことが立法上不体裁じやないか、こういうことが問題になつたわけです。この点について、もう一度

当局の御見解を伺わしていただきたいと思ひます。

○西村(健)政府委員 せつかく独禁法というものが一つの理念を持ちまして、一つの体系を持つてつくりだれておるにかかわらず、従来の体系を乱すような一つの規定が入るといふことは、立法上不体裁じやないかという飛鳥田委員の御批判でございしますが、それは従来の独禁法に盛り込まれている内容と多少異なつて、今度の不況カルテルの認可というものは、これが実は非常に重大であります。もちろんその認可の基準というものは、はつきり法律に定められております。これについては主務大臣もそこにおいて一枚加わるというところを建前とします以上、当然その点におきまして、従来の独禁法の建前ブラス・アルファリーというものが、新しい改正法案として加わるということになつたと解釈すべきではなからうか。そう考えますと、従来通りの独禁法であれば、あるいはそういう、おつしやるようなことも出て来ると思ひますけれども、新しい改正案としての独禁法として考えてみます場合には、必ずしも私は不体裁というの当らないのではなからうか、あるいは不体裁という言葉のとおりでございしますけれども、いろいろ訴訟の手続があるといふことはおかしやないか、一見しておかしやないかといふ、これは立法上技術上拙劣だといふ御批判も、私も当然に申し上げるわけじやございしませんけれども、今申し上げましたように、やはりそこにそうなるべき合理的理由があるとするならば、これは認められてしかるべきじやないか、かように考へます。

○飛鳥田委員 その点、お話しはよくわかるのですが、しかしカルテルを容認するおかしな点といふことは、一つ、不況時に際会してという条件が付いておるわけですが、事は早急を要するわけですね。もし時間的に二年も三年も過ぎてしまつては、けんか過ぎての棒ちぎりですから、ほとんど意味をなさない。こういう点から考えますと、この問題は早急に解決されて行かなければならないといふことは、この独禁法の持つておる使命から見ても当然だと思ひます。そういうところから考えますと、地方裁判所に出訴する、高等裁判所に行く、最高裁判所に行くというような形をとつておられますと、ほとんどナンセンスになつてしまふ。こういう事態を考へてみますと、ただ異質なものがここに混入をして来たといふことだけでは、解決のつかない問題じやないか、こういうふうに委員会の委員の方々は考へておられるわけですね。理論的に、主務大臣が一枚加つて来たんだから、そういうエトロジエンな要素が入つても当然だといふことで、現実は一歩も進んで行かない。これは法制局の方に申し上げることは、これは法制局の方には申し上げることが法的には無理かもしれませんが、やはり法律を立てていただく側からしても、現実の要求に即応するような法律をつくつていただくなければならぬはずではないか、この点を何らかもつと、地方裁判所に出訴するといふ問題を改めて、今までと同一の体系の中にこれを入れて行く、こういう立法技術があり得ないものかどうか、お考えになれないものかどうか、こういうことも何つてくれという仲間の委員のお話ですが、どうですか。

○西村(健)政府委員 今お話の点の、第一審からやつて行く、それは御承知のように、訴訟は非常に時間がかかりますので、急場の間に合わせぬじやないか、それが高裁に係属することになれば違ふ。高裁にいきなり持つて行けばそれはもちろん時間的に早いでしょうが、率直に申し上げまして、これすら急場の間に合うかどうかといふ根本的な疑問はあると思ひます。一般的な訴訟の問題と関連した議論である。その点につきましては私ここでいろいろ申し上げることはちよつと差控えたと思ひますが、今申し上げました迅速なる処置をするために何か立法技術上考えられないかという御質問に対しては、これは何も公取の審決だから第一審を省略することが許されるのだといふことはありません。たとえば私の記憶に誤りがなければ、電波監理委員会が存在した当時、電波監理法の処分について異議の申立てをした。俗にいう準司法的手続をした。それをやつた後にいきなり高裁に持つて行つたといふことに記憶しております。それと同様に、この場合においても行政庁の処分でありまして、何らかそこにデビエイトする手続があれば高裁に持つて行くといふことはもちろん考えられますが、私ももとしましては、むしろ第一審を省略するといふことは、できるだけ裁判を受ける機会をそだけ失わしめるという意味においていふほど慎重に考へなければいけないといふことで、従来からわれ／＼はきわめて限定した立法に対する態度をとつております。この場合には、はたして第一審を省略するといふことがよろしいかどうかといふことはよほど研究の

余地がある、こういうふうに考へます。

○飛鳥田委員 今のお説ですと、結局今まで規定されておりました公取の審決というふうな手続についても御疑問を持つておられるといふふうにお受けするのですが、私は少くとも今までの公取の審決に対する不服というふうな形が、そう大きな弊害を生じてない、こういうふうにお思ひのでありまして、こういう形を主務大臣の認可に対する不服の場合にとり得るのじやないか。そしてまた一般の通常裁判所よりも、公正取引委員会の方が、カルテル裁判所といつてはおかしいのでございしますが、それに近い現実に適した審査能力を持つておる、こう考へるわけですね。何も特にこの主務大臣の場合だけを、なるべく裁判を受ける機会を多からしめるということでは第一審から開始させる理由が見えないのです。個人的なことを言つておかしいのであります。私は弁護士をやつておりますので、訴訟の進行の程度を知つておりますが、一番時間のかかるものは率直に申し上げて第一審です。高等裁判所に入りまして比較的スムーズに行くのじやないか。一番手数のかかる第一審のこういう事実を専門的に取扱つておられる公取で審決していただく。しかもかかる経験に徴していろいろ証拠を集めていただく、万全の審査をしていただくといふことができれば、むしろその方が実質的には当事者にとつて親切なんじやないかと思ひますが、今のお話で、なるべく裁判の機会を多からしめるというお考えであるなら、今までのものも元へもどして行くことの方が法体系上整つたものになる、こう

いうふうな考えざるを得ないのですが、どうですか。

○西村(健)政府委員 私の言葉が足りないためにちよつと誤解をお持ちになつたかと思ひますが、私は、なるべく訴訟の第一審を省略するといふことは遠慮したいといふことを申しましたのは、これは一般的なことを申し上げたわけであり、公取の審決という現在認められておる制度に対して、私が今疑問を持つておるといふふうにおとりになると、私はそういうふうにはもちろん思つておらないわけであり、公取の審決というものは、公正取引委員五人の合議制の機関によつて、慎重なる手続を経て、専門的な知識を持つてやられるものであります。また先ほど申し上げました旧電波監理委員会もこれは合議制の機関である。そして非常に慎重な準司法的手続をもつて処理するといふことであります。この場合における認可につきましては、法律上で申しますと、主務大臣の認可に対して公正取引委員会に異議の申立てをする、異議の申立てを受けた公正取引委員会が審判手続を経てやるといふことは立法上可能でありますけれども、それにしまして、この場合の処分は、普通の主務大臣の行政処分——認可といふ処分でありまして、審決をもつてするといふわけには参りません。

○中村(時)委員 今の通産大臣が許可をして、そうして公取において認定をする場合、もし通産大臣がこの許可をして、公取が認定をして行かなかつた場合は効力を発生せぬといふが、その根拠といふものはどこにありますか。

○西村(健)政府委員 主務大臣が認可をしようとするときには、公正取引委員会に認定を得なければならぬといふ前提条件があります。従いましてその認定といふことが一体認可といふ行政行為の内容としてどの程度の重要性を占めるかといふ問題になるわけであり、認可といふ行為の内容の要素であれば、これは要素を欠くので、行政行為としては重大な瑕疵があるの、無効になる。おそろくこの場合においては、無効になるといふふうな思つてさしつかえない。こういうことを申し上げたのであります。

〔栗田委員長代理退席、武田委員長代理出席〕

○中村(時)委員 もし逆に今度は公取の方で認定をして、これを許可しなかつた場合にはどういふような根拠ですか。

○西村(健)政府委員 この法律の不況カルテルにおいては認定と認可という二つの段階がありますので、非常にいろいろな混迷を生じておるかと思ひますが、今の場合私の考えといたしましては、公取が認定したにかかわらず、主務大臣が認可をしないといふことももちろん理論的には可能と思ひます。但し実際問題として私そういう場合はあまり考えられないのではないかと、私

も実は率直に申し上げて、この法案の立案の過程においては、いふん検討いたしたけれども、理論的にはそういうことも考えられる。こういうふうにお答え申し上げておきます。

○中村(時)委員 それならば現実的にはそういうことがないであらうといふ推察があるならば、何も二本にしてこいういふ法案をつくる必要はないのではないかと。一本にまとめるという方式はとれないのですか。

○西村(健)政府委員 今御質問の御趣旨ちよつと私によくわからなかつたのであります。あるいは認定と認可といふ二段階でなくともよいのじやないかといふ御質問かと思ひますけれども、これはいろいろ公取なり、諸官庁から御説明があつたと思ひますけれども、結局不況カルテルあるいは合理化カルテルといふものは、その経済界に及ぼす影響といふものは事は重大である。従つてこれについてはその産業を所管する大臣においても、所管の権限という立場の上からこれを見ようといふことが適當でなからうか。そういうことで両々相まつて、認定、認可が相まつて、一つのことに合法的なものとしてカルテルを許すといふことが一番妥當ではなからうかといふ見地に立つてこ

ういふ案にしたのであります。もちろんこの点いろいろ立法的に御議論があるところだらうとは存じております。

○中村(時)委員 公取委員長とお二人にお聞きしたいのですが、かりにこいうふうに通産省では許可権を持つて、そして公取が認定をする、しかも認定をしなかつた場合には、許可ができないといふ論法になつて来る。現実的にはそうだとおつしやる。そういたし

ますと、実際に先ほどの法制局の方のお話では、現実にはそういうことはないといふような言葉をなさされましたが、現実にはたとへば綿紡のような場合、カルテルにひとしいような形が出ておるわけであり、ところが公取に対しては、何の異議の申立てもしてない。そういう現実が行政機関における力のバランスの上において行われて来ている。そういたしまして、この現実を取上げた場合、なぜこれが今言つたように複雑に二重の段階を経て疑問が出て来る。だからこれを一つにまとめた方が簡単じやないかといふことが出て来ると思ひます。

○西村(健)政府委員 ちよつと語弊がありますが、輸出取引法という法律によりまして、独禁法において大きな例外を設けてあります。この輸出取引法につきまして御説明申し上げますと、今の点があるいはもつとはつきりいたすのではないかと。言いかえれば、輸出取引法と申しますものは、これは輸出取引について、いわば独禁法の特例を設けたものである。その場合におきまして、輸出取引法では主務大臣が認可することになつてゐる。この場合は通産大臣であります。これについて独禁法上の関係もございまして、公正取引委員会のご意見をいうことになつております。これについて今の中村委員のお話のごとく、極端に言へば、それは一つでいいんじやないかといふ議論ももちろん出て参ります。やはりこの場合には一般的なものよりもより強く主務大臣がその場面に對して発言力を持つ必要がある、そういうことになつておるのであります。独禁法に

ついては不況カルテルについては、やはりそれと多少のニュアンスの相違はありますけれども、今申し上げたように、主務大臣は認可をする。そして一般の独禁法上の認定は公取がやるということが一審適當ではないかといふことであります。

○武田委員長代理 栗田君。

○栗田委員 法制局長官にお尋ねいたします。第一条に、一般消費者の利益を確保するといふことが最後にございしますが、私はどうも一般消費者の利益を確保するといふこの表現は適當ではないのではないかと考へるのであります。もちろん法律そのものは、一般消費者だけの利益であつてはならない。生産者の利益、あるいは国民全体の利益でもなければならぬ。そういう意味において特にこの法案の目的の総則の中に一般消費者の利益を確保するといふ表現を用いたことはどういふ理由か、この点に關しまして御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤(進)政府委員 お尋ねの点は、法律の問題よりも、実質上の問題で、あるいは横田委員長からお答えすべきことかと思ひますが、要するに第一条には言葉がいろいろ使つてありまして、その多くの言葉の中の一つとして、今御指摘の一般消費者の利益といふものが入つておるわけであり、これが間違ひであるかどうか、これは申し上げるまでもないこととて、これは申し上げても、たとえば大きな独占事業ができることによつて消費者の利益が害されることとは当然予想されるわけであり、そういう意味でその言葉をこゝに入れても、決して不適當なことではないのではないかと、そ

か。

○佐藤(達)政府委員 先ほど栗田委員にお答えしたところと趣旨は同じことになると思います。ですから、おれわれの考へておる趣旨は、「不当な対価をもつて取引すること」ということがあつて、ただちにそれが禁止事項になるということでは——この「不当」の概念というものは、申すまでもなく社会通念上どうも正当とは思へない、不適当だと思ふような漠然たる文字であるというところは御承知の通りであります。そういう点からもう少し具体化したといふことがむしろねらいでありまして、指定によつてその範囲を具体化し、明確ならしめるといふねらいであります。

○杉村委員 そのねらいはけつこうなんですけれども、そうすると、そのねらいとかんたかといふことよりも、公取が指定しなかつたならば不当でもさしつかえないじやないかといふことに解釈ができやしませんか。それを私は伺いたい。たとひ公取が指定しなくても、不当であつたならばそれはいけないうんじやないか。法律の条文に不当なものを認めるようなことを書かれるといふことは、私は法律の体裁としていかかと思ふのですが、その点の御所見いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨はきわめてよくわかります。不当であるものを公認する形になりはせぬかといふことですが、これは普通に広く考えますと、世の中に行われてゐることを、正当なことと不当なことと二つにわけるとは当然できますが、その不当なものの中で、法律が押えつけてしまうと、いふものは限界があると私は思ひま

す。すなわち、われ／＼が社会通念上

不当なことだと考へておりましたも、刑法の条文を拾つて、何ら載つていないものがあります。そういう意味で、不当といふものを分析してみれば、法律でこれに制限を加へるに値する、その必要があるものと、法律としては野放しにしておいていいものと、観念上の二色あると思ひます。従ひまして、今御指摘の問題としては、その点から申しますと不当をここで承認したといふことにはならないと思ひます。ただそれにつけ加へて、むしろ重点として申し上げたいのは、先ほど栗田委員にお答え申しましたように、公取が指定すべき場合、公取の態度としていかにあるべきかといふことは、この第一の精神から見て押えなければならぬ、法律の期待しておるような事柄はすべてこの指定の形において押えるのが公取の責任であるといふ意味においてこの条文ができておるといふふうに申し上げなければならぬと思ひます。

○杉村委員 これはもういつまで何つておつても同じなんですけれども、その解釈は、いゝゆる法律上の不当なんですか、経済上の不当なんですか、この不公平といふこととどう違ふのでありますか。

○佐藤(達)政府委員 私は現行法が悪いとは思ひません。現行法が間違つておるとは思ひませんけれども、これがなおいいといふことを申し上げようと思つてそういうことを申し上げたのであります。要するに不当と申しますのは、今申しましたように、社会通念上、應當を欠く、不適当であるといふことと、文字としてはその言葉に尽きると

思ひます。そこで今のお言葉にはなかつたかと思ひますけれども、この本文

の方で「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」といふ一つのサーチャイトをそこから照らして、その関係から見ても不当なものといふことがここではつきりして来る。さらに先ほど申しましたように、第一条の目的がそこにかぶつて来て法案上のその「不当」の範囲といふものがだん／＼はつきりきめられて来る。不当といふ字だけを抜き出してみますと、いゝ／＼な角度から見て、倫理道徳上の不当なことも入つて来ます。取引上の不当なことも入つて来ます。関係のみならず、非常に私に不当といふ言葉自身は漠然たる言葉じやないか、そうすると現行法は間違つておるじやないかとおつしやるだらうと思ひまして、現行法は間違つておるじやないかといふことを最初に申し上げたのであります。それだけのことであります。

○飛鳥田委員 ちよつとそれに関連して。小さなことで恐縮ですが、そういうたしとしますと、この法律に書かれておる不当という言葉は、法律的な評価じやない、こゝろのことですか。どうも私よくわからないのですが、法律上の解釈でなく、道徳的な評価である、こゝろいふに今伺へたのですが……。

○佐藤(達)政府委員 不当という文字だけを抜き出して判断しますれば、道徳的の見地からの不当性といふものも入つて来ることは、これは日本語の問題としては、そういうことになりまします。しかしながら今の条文の柱書と申しますが、本文には「該當する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれのあるもの」といふ言葉もかぶつてお

りますし、さらに第一条の目的もか

ぶつておりますから、そういうもので制約された意味の不当といふことであらうと思ひます。しかしてさうな結果になりますと、これは独禁法という法律上の不当であります。そういうことになりまします。

○飛鳥田委員 どうもはなはだ恐縮ですが、この法律が現実民間におろされて、民間が適用する場合に、今のようなお説では、実際の実務家が運用できなかつたと思ひます。はなはだ失礼ですが、不当といふ文字が、今まで私たちが知つております限りの法律の中に、不当といふ言葉が法律的な評価以外に使われておつた例は私はいまだに知りません。その点、法律的な評価として不当といふ言葉が使われておるのか、あるいは道徳的の評価として不当といふ言葉が使われておるのか、やはりこれは明確にしておいていただきまさんと、一般の実務家が困ると思ひます。

○佐藤(達)政府委員 話の持つて行き方が、先ほどの御質疑につなげて申し上げておりましたから、さうなことになるかもしれませんが、結論をすばりと申し上げますれば、法律的な評価から来る不当である、これははつきり申し上げることができまします。

○飛鳥田委員 いや、そういう二段があるかないかといふことを伺つておる

のです。法律的な評価としての不当といふ言葉が、この一号、二号、三号に使われておる不当といふ文字だとすれば、さらにその法律的な評価としての不当の中で、より高度な不当性を公取が指定するのだ、こゝろいふように二段の不当がこの条文の中にあると解釈してよろしいかどうか、こゝろいふことです。

○佐藤(達)政府委員 これは文字から申しますと、今の本文にありますように、該當する、阻害するおそれがあるもののうちと書いてある、そこに今の御疑念がおそらくあると思ひます。従ひまして、公取がこの第一条の精神に照して一応不当である。しかしその中に忍び得る不当と忍びがたい不当がある、かりに判断しますれば、忍びがたい不当のものを指定されるのであります。全部がこれが放任できないものであれば、全部を指定される、文字からいいますと、うちという言葉がありますから、そこに公取の判断が加わるというこゝろはあると思ひます。

○飛鳥田委員 はなはだ恐縮ですが、言葉じりをとらえてゐるようで申訳ありませんが、法律的に不当といふ場合に、忍びがたい不当と、忍び得る不当などといふものがあるという例は私は聞かないのですが、はなはだ失礼ですが、今までの法律の中で、不当と述べられる場合は必ず忍びがたき不当である。法律は今まで道徳的には不当であつても、法律的に許し得るものを不当だとは呼ばなかつと思ひますが、どうもその辺の概念が明白でありませんで、恐縮ですが……。

わけでありまして、そのあいまいさは一向かわりはないわけでありまして。いれや私をして言わしめるならば、さうに七号というものがもう一つくつておつて、何が指定されるか全然見当がつかないような形になつておる、その意味から言へば、今の不当であるというようないまいさは同じであるにしても、その上に公取の指定ということが加つておりますから、これが逆行であるというお言葉は私どうしても納得できません。

○杉村委員 他の方の関連質問の中でわれ／＼も納得できるかと思つて聞いておつたのですが、どうも納得できないので何うか、この不当というものの解釈は、公取の不当という解釈と民間人の不当という解釈と違つて来るような結論になるのではないですか。つまり民間人が何をやるうとも、不当なことをやつておつてもさしつかえないのだということになるのです。つまりこの七項から行けば、公取で不当と言わなかつたらさしつかえないのだという結論になるでしょう。公取からそれはいけないという指定されるまではやつておつていいことになる。そこでこういう取締り規定は、結果が出たらそれをやるということになれば取締り規定としても非常にいけないのではないのか。現行法のように、公取が指定しなくても「不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、又は云々、あるいは不当な差別対価を以つて、」云々、こういうふう書いてあれば、これ自体が悪いのだぞというので、もう民間人がやらないうちから、ここに悪いこと、いわゆる不当なることはいけないのだということが

掲げられるわけです。ところが今度の法律は、不当であつてもいいのだ——いいのだと私が言うように言つたならばあるいは語弊があるかもしれないが、この条文の解釈から行けば、不当であつても公取から指定がなかつたならばさしつかえないのだという理論がはつきり出ると私は思う。そうすると、いわゆる予防の意味というものが含まれておらない。現行法から行けば予防的だ。不当な対価をもつて云々というところは、それはいいけないのだというふうな公取が指定しようが、しまいが、不当なることはしてはいけないのだというところになつてゐる。それを民間人がやつた場合には、これはこういうわけではないのだといつて取締ることができるけれども、これから行けば、不当であつても、公取から指定されない限りはさしつかえないのだという解釈がどうしても出て来ると思うのですが、その点いかがですか。

○佐藤(憲)政府委員 どうも御趣旨よくわかりませんが……

○杉村委員 趣旨がわからなければさらに申し上げます。それはどうかと思ふ。こういうことを申し上げてははなはだ失礼ですが、われ／＼も弁護士として法律事務を扱うことを職業としてゐる者で、皆さんも同じようにみな法律家でありまして、これはわれわれにもこんなわからないのではありません。ところがこの法律の適用を受けるのはたれでありましょうか。それはまた法律学を修めたような人じやない、一般大衆がこの法律の適用を受けるのはごさいますまいか。ですから、われ／＼法律家がかくのごとく法制局長官に伺つても納得できないようなこんな法律が、はたして民間人に納得できるでありましょうか。私はまずその点を伺いたい。あなたは私の申し上げる趣旨がわからないというが、どういう趣旨がわからないのですか。

○佐藤(憲)政府委員 今おつしやいますように、一般大衆がわかりやすいようにという趣旨は、先ほど来私が申し述べましたように、この改正案を形をかえたという点はまさにその趣旨に出ているというところであるわけでありまして、従ひまして、ただ「不当」とあつて、どういふものが現実には不当なものに当るかどうかというところについて、一般大衆の立場から見てもわかりにくいだろう、そこでなるべくはつきりさせた形において、この公正取引委員会の指定という具体化の手続をそこに加えることによつてさらになおはつきりするだろう、それだけの気持であります。

○杉村委員 そうすると、こういう条文があつても、公取からの指定がない限りは不当というものは出て来ないのですか。

○佐藤(憲)政府委員 この法律の執行は要するに公正取引委員会がやつておられますから、おそらく公正取引委員会の判定と申しますか、認識というものが、やはり権威を持つことになる、これは当然であると思ひます。従ひまして、あるいは一般民間人の考え方、その立場からの考え方としてはいろいろ、なずれがあり得ることは、社会の事実としてやむを得ない。そこで、この執行の責任を持つておる公取がどういふものをお考へておるかということをお具休化する道を設けておるということになります。

○杉村委員 どうも私どもは、これから先いかに伺つても、あなたの御説明では納得できないのであります。この前のほまことにはつきりしておる、不当な差別対価をもつて物資を云々、これはいけないんだぞと規定しておるにもかかわらず、このようなわれ／＼

○杉村委員 どうも私どもは、これから先いかに伺つても、あなたの御説明では納得できないのであります。この前のほまことにはつきりしておる、不当な差別対価をもつて物資を云々、これはいけないんだぞと規定しておるにもかかわらず、このようなわれ／＼

○杉村委員 どうも私どもは、これから先いかに伺つても、あなたの御説明では納得できないのであります。この前のほまことにはつきりしておる、不当な差別対価をもつて物資を云々、これはいけないんだぞと規定しておるにもかかわらず、このようなわれ／＼

○杉村委員 どうも私どもは、これから先いかに伺つても、あなたの御説明では納得できないのであります。この前のほまことにはつきりしておる、不当な差別対価をもつて物資を云々、これはいけないんだぞと規定しておるにもかかわらず、このようなわれ／＼

あるものについて指定をするということになります。ところが現実の運用といたしましては、もちろんその一号かうと思います。

ら六号に明白に違反する行為、これによつて公取が排除措置をいたしました事例も多々ございますけれども、指定をした場合については、実は一号から六号に観念的に入るものを、七号を借りてやつたというふうにむしろ考えられるのじやないか。なるほど先ほどかかるる御意見の御開陳がありました。不

○飛鳥田委員　そのケース・バイケースではない、指定の仕方というものが一体どういうぐあいに行われるのでしょうか。これは公取委員長にお伺いをしたいと思うのですが、経済界の事態の進展に先行して包括的な指定を公取はやられる御意思があるのかどうか。

當に何々という一号から大号、これは觀念的、客觀的にははつきりしているはずでございしますが、現実の適用としては境界線がはつきりしない場合がある。これは比喩としてはなはだ不當かもしれないけれども、ある野原の中に、ここからここはオフリミトの区域だと、かりにしてあつたとしても、それじやわからない。それを今度の法律によりましては、結局公正取引委員会がそこにくいを立てる、そうして先ほどの御疑念は、おそらく今度の公取の指定が、従来の現行法の七号の指定と同様に、ケース・バイ・ケースで指定されるというふうに御疑念を持たれておるのではないかと思ひますが、今度の公取の指定というのは、一般的にこういう各号に列挙する不当という——客觀的にははつきりしているわけでありませうけれど、それをより明確にする具体的なケースとしてははつきりするために、公取が一般的な指定をする、もちろんその指定はいろ／＼段階があるだろうと想像しておりますが、公取が権限として、あるいは現実の問題としては、まず最初には網をかくばせるという意味でやらざるを得ないかもしれない。より具体的に、より

○横田政府委員　まずこの法律の施行の際に、今お話に出ましたようないわば一般的な、包括的な指定をいたしたたかといと考へております。結局この法律と私どもが考へます一般的な指定と相まちがまして、少くとも現行法の一から六号に掲げておりますものよりは、多少具体的な、一般的な基準を打立てたといひ、こういうふうに考へております。なおそのほかに特殊の業界に発生いたしますきわめて特殊なおもしろくない取引方法を具体的に指定する、こういうことが行われることと思ひます。この点は今まで行われておりますし、よう等の指定は今後も維持して参りたいと思ひますし、なお進んでその他の業種につきまして、この内容を明らかにする意味におきまして、特殊の業種について指定もいたしたい、こういうふうに考へております。要するに一般的な指定をこの法律施行と同時にやるということをお断りしたいと思ひます。

○飛鳥田委員　もしそれならばその一般的な指定をこの法の中に盛り込むことがなぜできないのでしょうか。もう一つの問題はケース・バイ・ケースの問題は、先ほど申し上げたように

ように、事後にできる標準でありま
す。法制局長官のお話でありますと、
一般の人のわかりいように公正取引
のものはあらかじめ事前にこの際指
れは実際の問題として指定できないと
私は思いますけれども、想像し得る限
りのものはあらかじめ事前にこの際指

委員会が指定するものというふうに具体化したのだ、すなわち標準を示したのだ、こういうお話であつたと思ひますが、しかし標準というものは事前を示すことによつて初めて標準としての働きをするものであります。盗むことはいけないのだという法律があるからこそ、人はそれによつて拘束されてお

定の形で明らかにしておきたいということが一つのねらいであります。

○飛鳥田委員 恐縮でありますが、こちらをお願いしておりますことにびびりたりと当てはまるようにお話をただただきたいと思ひます。今公取の委員長から包括的な指定をする、この七号に掲げた、一、二、三、四、五、六よりも

る、ところがケース・バイ・ケースの標準が事後に出るといたしますなら、それは標準としての価値はないのじやないか、それ以後の人々にとつては標準になります、最初のケースの人にとつては標準にならない、そうするとそういう人にとつてはこの七号は何ら具體的な歩を進めたものとは言ひ得ないのじやないか、こういうふうに考えます。二つの点について佐藤長官からお話をいただきますと思います。

やや具體的な概括的なものをする、こういうお話がありましたので、それなすなふめなのかということをお伺いしたたのです。その点についてお話をいたたかなければ、私たちのお聞きしているところ、そこらにびつたり来ないわけです。それから今後ぼつ／＼盛れるだらうから今指定して行くのだというお話であります、それは私たちの伺っていることと全然違うことです。私は標準という

○佐藤(達)政府委員 指定をする側の立場から考えてみますと、これは公取でおやりになったものではございますけれども、われ／＼が横からその点を考えてみますと、今までの審決例もたくさんございまいし、現在の情勢において予想せられ得る事態というものは、事前に出なければ標準にならないぬだらう、こういうことを伺っておるわけです。あとからぼつ／＼指定したのでは、最初のケースの人にとっては標準にはならない、それは具体化にならない、それはいいからぬじやないかということをお伺いするわけです。

はいろ／＼あるわけでありまゝからそれを網羅的にこの際指定をする、そして将来にわたつて警告的の指定をするということはこれはねらいであらうと思う。しかしながら現実の問題としては経済界のいろ／＼な予測できない変転がございますから、あるいは後になつてそういう具体的危険性が起つた場合に指定漏れのものが発見されてそれが追加されるということは、こ

○佐藤(達)政府委員 われ／＼の考へますところは、あくまでも事前にあらうものものを網羅的に指定したいといふのがねらいでございます。しかし、それじやそれを一々全部法律にこまかく列挙したらということも、当然研究の過程には出て参りましたけれども、具体的にあらゆる場面を法律に載せるといふことが技術的に困難でありましたために、それは公取の責任において指

定していただくということで、公取から譲つてもらつたという形になるわけでありませう。ただ私はさつきよいな

ことを申しましたけれども、今かりに網羅的と思つて指定をしても、後に思わざるものができた場合に変更があるだろうということを申しましたけれども、そういうことを初めから予想して申し上げるのは、実は私としては間違つておつたかもしれません。今の段階においてすべての予想せられるもの

を、この際事前に指定して行くというのが、この法律の理想であることは申し上げるまでもないことであります。

○栗田委員　今の問題で重ねて長官にお尋ねをいたしましたのですが、先ほど今の第七号の問題で、これを削除したときにどうだというお尋ねに対して長官は、いつ公取からどういふものを指定するかわからぬので、非常に生産者は不安であるという御答弁でありました。そこで今の西村政府委員の説明によると、みそ、しょうゆ等の問題は、当然現行法の第何項かでやるべきものであるかというようなことの御答弁があるかという点、私は、なるべくならつたのですが、私は、なるべくなら、一、二号から六号まではいけない、しかしながら、公取が七号でやるということとは、公聴会を開いて、他の生産者の意見も聞いて、しかる後に告示をもつて行うのでありますから、非常により方が親切であります。なるべく一、二号ないし六号の違反であつても、その取扱ひにおいては七号を極力公取は利用して、公聴会を開いて、しかる後に告示をするというような方法が、業者に對してきわめていい。私は七号の規定というものについて、佐藤長官のいつ指定されるかわからぬというような考

え方とは、全然見解を異にするのであります。そこで不当なるの解釈というものが、これはいろいろ考え方を別にしたとしても、現行法においては、いづれにしても一号から六号までの間は、こういう競争手段はいいけないということになつておる。ところが、今度は一号から六号の中の指定をするものというものであつて、しかも先ほどの公取委員会の話によると、みそ、しよゆは第三号の規定にこれは当てはまるのではないかというような公取委員会の解釈でありまして、このような組み込みから考えますと、むしろ一号から六号の幅というものは、非常に開口が広がつて、しかも公取委員会が指定するものという事になりまして、非常な不安がむしろ増大をしておる。従つてむしろこの七号の方は、あなたは非常に改善だと言つたけれども、こういう実際の法の運用から言つたならば、非常なる改悪である。むしろ業者はこれがために非常な不安を持つのではないかとしような考えで、私は法制局長官と非常に見解を異にするのですが、いかがですか。

○佐藤(逓)政府委員 七号について申し上げたのは、今のうちに少し漠然として過ぎておつて、何が指定されるか見当がつかぬという面と、それから先ほど西村政府委員が申しましたのは、その一面において、前に七号によつて指定されたところを見ると、現行法すなわち旧法におきましても、七号によらないでも他の列挙されておる条項に当たるといふことで、七号をわざわざ動かさなくてもよかつたということになるのじやないかという声も出ておつたということで、七号の実益という

ものも、今までの経験からいって、あまりないのじやないかというのを西村君が言つた。私の先ほど申しましたところとなぎ合せてみますと、七号というものはいいないのじやないかという結論になりましたということになるわけですが、あとは今おつしやる通りこれは見解の相違でありまして、われわれがいくら力みましても、これは仕方がないことであります。ただ理由だけを申し上げます。

○栗田委員 この点に關して、公取委員長の実務の上からの御見解はいかがですか。

○横田政府委員 大体指定という段階を経るといふ点が現行法と大分違つて参ります。私どもの考へたところは、指定をする事によつて、むしろ現行法の一号から六号までの内容がもう少し具体化するということになるわけでありまして。ただ、第七号の規定を削除いたしましたことは、これは先般公取の業務報告と申しますか、仕事の内容のお話をいたしました際に、公取には若干の立法的権能もある、つまり第七号によりまして、本来国会がおきめになるべき問題を公取に委任されておるという形になつておりますので、この七号の規定によりましていろいろする権限が多少あるわけがございます。しかしこれは、ある意味におきまして、必要なものは法律改正という形でやつていただくという趣旨をもちまして、今度は第七号を削る、こういうことにはいたしましたのでございまして、この法制を、皆様のおつしやいますように、法律上はつきりした形で法律自体の中に盛り込むという方法

も、一つでございまいし、また今回のような形をとりましても、私としては、実際問題として大した違いはないというふうに考へておるのではありません。

○杉村委員 ちよつと関連して……先ほど包括的指定が云々ということをおつしやられたのですけれども、法律の改正をするときに、後の包括的指定というような補助的説明がなければ、この法律を改正する理由を十分納得することができないようなことは、いかにかと思ふ。この法律をつくるに、この法律についての理由が明確にならなければならぬ。後に包括指定をすればこの法律の立法の意味がわかるというように説明は、私はきわめて不適当な説明じやないかと思ふ。少くともこの法律をこのまゝ見て、そうして解釈できるだけの理由がなくちやならぬと思ふのであります。その点が一つと、それからいま一つは、先ほど言つたように、この改正法で行く、これは私は横田委員長のようなりつぱな人格者を前に置いて申し上げることは、はなはだ失礼な言葉かしれませんけれども、この法律の七項をいふものは、見ようによつては、非常にさつぱらに言へば、公取の委員が間違ひを起したら、たいへんな間違ひが起る。いわゆるどんな取柄が起るかかわからない。なぜならば、一、二、三において不当なことであつても、公取から指定されなければさつつかえないのだという論が、第七項で行けば出る。そのうちありますから、不当なことをやつていふやつが公取に行つて、賄賂を提供して、そして指定をまぬかれるならば、一向さつつかえないということになつてしまふ。ここまで私どもがしやべらなければならぬということとは、はなはだ遺憾に存するのでありますけれども、そういう弊害すらこの条文からうかがい知ることができ。なぜというのに、不当な行為であつても公取が指定しなければさつつかえないんだといううなばか／＼しい条文であるから、そういうことも言わざるを得なくなるのですが、これに対する法制局長官の御意見はいかがでありますか。

○佐藤(逓)政府委員 第一点は、要するに私どもの意図しておりますところは、この指定は法律の発足と同時に事前の指定が行われるということでございますから、法律とこの指定と相まつて実体が完成されるというふうに考へております。そこで先ほどのお尋ねのように、それならばなぜ法律の中に指定に當るようなことをみな書き込まぬかということでありまして、これは技術上困難でありますからさうな措置をとるといふわけで、法律の発足と同時に指定が網羅的に行われるという考へております。そういうことになりまして、今の第二の問題も私は起つて来ないのじやないかというふうに考へております。

○杉村委員 われ／＼は指定云々のことを言つてゐるのじやない。指定をいふことも、何らかの法に立法技術といふか、そんなことを言わねども、いま少し方法があるのじやありませんか。この条文を改正する必要があるとするならば、それは立法府におけるわれわれ審議機関の解釈がはつきりしないので、この法律が通過した後である。通過して後に今度はこの法律を執行するところの行政庁が指定をして、それで

初めてこの法律の解釈がわかるなどということは、立法技術としてあまりではありません。法制局長官、いかがでありますか。

○佐藤(逓)政府委員 それは普通の法律にもよくあります。法律の對象になるものの範圍を政令で指定するといふような場面はほかの法律にもございまして、その点は私は大して欠陥とは思いません。ただ欲を言へば、先ほど申しましたように、ページ数をたくさん使つてもいいから、なぜこの法律自身で具体的にできないかということでありまして、それは立法技術上の問題として困難でありますので、これだけは私自身も非常に残念に思つております。

○杉村委員 もちろん政令で法律の範圍を説明するといふことはありましよう。それは私も決して異論はありませう。そうじやなくて、ここに「不当」ということが書いてあるからそれを言うのです。現在われ／＼はこれを對象としてこの条文を解釈しておるのですから、それを言うのであります。て、他の法律にも、政令でその範圍を定めるものが幾らもあることは、われわれ十分承知しておる。ただこの法律の解釈上からいって、この不当なことを認めておる、公取が指定しないというは不当でもないんじやないかという面が出て来る、それを私は言うのです。

○佐藤(逓)政府委員 御趣旨はさきめてよくわかるのであります。それでありますから先ほど来申し述べておりますように、この法律の精神上不当と認められるものは、公取は忠実にこれを指定するといふことを期待しております。

初めこの法律の解釈がわかるなどということは、立法技術としてあまりではありません。法制局長官、いかがでありますか。

○菊川委員 今の質疑に関連して私は議事進行上の発言をしたいと思います。ただいまの問題を伺っておりますが、私はもちろん法律はしろうとでありませんが、しろうとはしろうとなり聞いているのはなほ不明瞭な点があると思います。従来のわれわれの常識によれば、立法の責任にある国会のこういう委員会において、こういう問題を扱う場合には、普通の場合には別でありますが、相当重要な内容を持つ場合には当然施行令、施行細則などが裏づけされて議論されなければならないのであります。ところがたゞいままでの質疑によると、そういうことをやるといふこともいろいろ研究されたが、しかし技術上それはいろいろの困難を伴う点があるから、従つてこういうことは公取委員会の自由によつたのだ、こういうわけでありまして、しかもその指示の内容と内容とありますが、大体の輪郭範囲はわかりませんが、内容は不明瞭であります。でありますから、当然この条文に関連いたしましたはわれわれが審議するためにその指示の内容を他の法律の場合における施行令の要点というふうなものをもつて提示するべきものである。こう考えるのであります。法制局長官のお話だと、これが結果において改悪であるか、改正であるかは、それは国会あるいはこの委員会におゆだねすることだと思つておつたのであります。でありますから、その点については当然それがなければだれに責任を果すことにはできません。この事項についての審議はそういうものの提示と相まつてやりたい。こう考えております。この点につきまして委員長においてお含みおき願

いたい。これはいづれ委員会に出して相談をいたしたいと思ひます。

○武田委員長代理 ただいまの菊川委員の御発言はきかめて適當なる御発言と考えますので、そのようにとりはからうことにいたします。

それでは栗田英男君。

○栗田委員 これは別のお尋ねですが、私の考え方から見ると、今までも実務をする上において、公取としては非常に仕事が増えたり、大いにその活動を活発にしなければならぬといふふうには私は考えております。そこでこれを考えたときに、法案をつくることはいいけれども、實際このことが公取としてできるかどうかといふ、予算の裏づけといふことも立法をする上において大いに考えなければならぬ。そこで一法法制局としては、これをやるには相當の情報宣伝、そういうものが必要であるが、公取には情報宣伝に関する予算がどのくらいあるかといふことを考えたかどうか、この点ひとつ長官に伺ひたい。

○佐藤（通）政府委員 どうもせつかくのお尋ねでございますけれども、私からお答えする筋かどうかも疑わしいと思ひます。私自身は答えする能力を持つておりませんといふことを申し上げた方が率直であらうと思ひます。

○栗田委員 私はこれには非常に疑問があるので調べたところが、情報宣伝の費用は二十万円しかない。（笑聲）笑いとじやない。二十万円しかなくてこんな仕事ができるか。私はあの予算書の内容を見て唖然とした。公取委員長、もう少ししっかりしなければならぬ。このことはできません。もつと予算の増額を要求しなければ、こういう独禁

法の番人として私は一般消費者の利益を十分に確保することはできないといふふうなことを考へておる。ひとつ公取委員長にも警告をいたします。

そこで第十條ですが、この第十條に「国内の会社の株式を取得」云々、これによつて「一定の取引分野における競争を實質的に制限する」という項があります。これは私は第二條の第六項に、不當なる取引制限とはこういうことと、こういうことをしてはいけないといふ明文があるのですから、何も第十條にこういうことを入れておかないで、別に必要じやないといふふうな考へるのですか、この点について長官どうですか。

○佐藤（通）政府委員 西村政府委員からお答えいたします。

○西村（健）政府委員 株式取得がある程度以上になるといふことは、そういう競争を實質的に制限することになりますから、これはやはりそれ自体として禁止する必要がある。あるいはいかならない場合もあると思ひますが、しかし多くの場合を以ててそういうことになるという点から、その株式取得を禁止するといふことではあります。

○栗田委員 しかし、株式であらうが、何であらうが、第二條の規定というものは、實質的に取引分野における競争を制限する行為はいけなないでしようね。

○横田政府委員 便宜私からお答えいたしますが、これは不公正な競争方法自体を排除いたしますのは、ただいまの第七項の規定によりまして、第十九條に基いてその行為のさしとめをやるわけでありまして、この方法によりまして、その結果として株式の取得といふことが行われましてその株式の取得そのものを違法とし、これを攻撃し、この株式を離させるということとは第十條によりまして、取得そのものを違法とし、これが第十七條によつて離させる、こういうことになるわけでございます。

○栗田委員 私は株式の分野にのみ特にこういう規定を設けるといふことは少し疑問があると思ふのです。こういうふうな考え方をもつて規定いたしましたら、あらゆる分野におけるこういう制限はいけないといふ事項を新たに加えなければならぬのではないかと、この疑問を持つておりますが、この点どうですか。

○横田政府委員 この点は御承知の第四章は大体おもしろくない問題を予防的に処置いたしましたために、主として株式の保有と役員兼任、この二つの点を問題にしておるわけでありまして、役員兼任につきましては、第十三條によりまして、やはりその問題が公正な競争方法によつて兼任する場合についての処置が規定してございまして、それから会社以外の株式取得につきましては、やはり第十四條に不公正な競争方法による取得を違法とするといふことになつておまして、大体主要な筋につきましては、不公正な競争方法による結果を排除する規定があるわけでありまして。

○栗田委員 一步譲つて第十條の場合には株式の場合でありますから、おおむねこれが取引分野における競争を自主的に制限することにございまして、大體判断することができると思ひます。しかしながらこれが第十三條に行きま

すと、役員兼任であります。役員が實質的に取引分野の競争を自主的に制限するかどうかといふことは、株式の場合には明瞭に数字で現れるけれども、役員兼任といふ場合においては、はたして取引分野における競争を自主的に制限するかどうかといふ事実をとらえることは非常に困難である。この問題に対しては公取委としてこの問題をとらえるか。これに関連して、こういう規定といふものは、今の第十條の規定に関連してむだな規定であると思はれる。

○横田政府委員 十三條の規定を現行法のように、競争会社の一般の役員兼任はいいけれども、なほ取締役の面からいいますと、非常に多過ぎると思ひますが、今回のように一定の取引分野における競争を自主的に制限するといふような表現を用いますれば、勢いその兼任の結果がはたしてそういうおそれがあるかどうかといふようなことは、事實問題といたしまして、判定に相當困難は伴うとは思ひますが、これはやはりその会社の動きその他を見まして、判定できないことではございせんし、ことに今回は現行法でやつておきません役員兼任等の制度も設けて、ことに競争関係の会社の役員兼任につきましては、そういう意味におきまして十分に監視をして行くといふつもりでおるわけでございます。

○栗田委員 このように逐條的に研究をして参りますと、公正取引委員会の仕事が多過ぎます。その仕事が多い反面、公正取引委員会の予算を見ると、まことにすずめの涙しかない。そこで

十条及び十三条によると、事業年度ごとに公正取引委員会に届出をしなければならぬことになっていますが、一体どのくらいの届出数があるか、この点に關しまして資料がありましたらお知らせ願いたい。

○横田政府委員 この届出につきましては、別に資料がございまして、御要求によりまして提出したいと考えておりますが、先般事業の概況を御説明いたしました際に簡単なものは表に出して出したいと考えています。比較的数字は少ないのでございます。二十七年を見ますと、年に二回とつておりますが、上半期が二千三百八十三、下半期が二千四百十二というふうになっております。これは現行法のいろ／＼禁止事項がございまして、その面からいたしまして、非常に数が少いことになりまして、今後こういうふうになるかと、おそらく株式の保有の届出は、相当数になつて参りました、われ／＼の方の事務量から申しまして、かなりな手数を要することになると思ひますが、この内容の詳細につきましては、御要求によりまして、もう少し詳細な資料を差上げたいと思ひます。

○栗田委員 法制局長官にお尋ねをいたしたいのでありますが、今月までこの点はし／＼議論をされておるのでありますが、やや不明確な点もありまして、これを明確にしたいと思ひます。それは認可の問題ですが、公取委の認定なくしてなした主務大臣の認可は、絶対に無効でありますか。

○佐藤(達)政府委員 私は無効であると考えております。

○栗田委員 通産省の認可が、公取委の認定がなかつたならば、絶対に無効であるというならば、通産省のみずから帰納すべき余地は全然ないということになる。そうすると、なぜそれまでいたしまして通産大臣が認可権を持たなければならぬのか、われ／＼局外者として判断に苦しむのであります。この点に關しまして、われ／＼の判断の苦しむところを御説明願へば幸いです。

○佐藤(達)政府委員 これはおそらく通産大臣からお答えしたことではないかと思ひますけれども……(栗田委員)「何も言つてない。産業行政の立場からだ」というだけだ(と呼ぶ)おそらく私もそれと同じ御答弁になると思ひます。通産大臣は産業行政一般の責任を持つておるのですから、その面からその責任の立場からの眼をもつて判断に當るといふことは、これはまた當然のことではあるまいかと考えております。

○栗田委員 今のようにな産業行政の立場から認可するのだけれども、これは公取委の認定がなければ認可はできないのだから、産業官庁たる通産省としては、みづから帰納すべき余地がない。それでもなお通産大臣が認可権を固執したというところは、われ／＼局外者としては判断に苦しむということになります。おそらく法制局長官も判断に苦しむのではないかとあなたがこういふことを考えたわけではあるまい。一体こういうことはあなたが考えたのか、おさしつかえなければ、こういう迷案を考えた当事者はたれであるか、もし御存じならばお知らせ願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 私たちはこれが憲法違反であるとか、立法技術上であるとかいうようなことについて大いに

御疑問のありました点につきましては責任を持つておりますけれども、今のような点については、うっかりしておりました。承知いたしております。

○栗田委員 そこで法制局長官に重ねてお尋ねをいたしますが、ここに通産大臣の認可権なんというものは何らうたつてない。公取の認定基準というものはあるけれども、通産大臣の認可基準というものは何らう。そこで通産大臣の認可基準と公取の認定基準というものはまったく同一のものであるかどうか伺いたい。

○佐藤(達)政府委員 私は、基準そのものは同一であると思ひます。ただそれを見る立場の人が、公取委員会の方は独禁法をなるべく盛り立てて行こうという立場でござらんになりますし、通産大臣の方は今の産業行政一般と経路界の大きな面からという目で見えていられる。基準そのものは私は同じものである。と思ひます。

○武田委員 長代理 発言中ですが、農林大臣が来ましたので、時間の都合もあるようですから保留していただかせんか。

○栗田委員 それでは私の質問は保留いたします。

○武田委員 長代理 それでは御要求のありました農林大臣がお見えになりましたので、農林大臣に対する質疑を許します。中村時雄君。

○中村(時)委員 現在独禁法の一部改正法案をやつておるのですが、それと相関連して特にカルテル行為の問題が出て来るわけでありまして、その点に關しまして、こういうような状況をお認めになられるかどうかという一、二の

例を取上げてみたいと思う。まず一番目に飼料の問題であります。この飼料の問題に對して、農林大臣はちやうど飼料対策委員会の会長を兼務していらつしやるのであります。現在までの飼料価格の操作を見ますと、具体的にこまかくずつと月別にわけて言つてもよいのであります。非常に価格を落している。そこで対策委員会といたしましては、外国からふすまを買つて来まして、もし国内の価格が高騰した場合にその手持ちで対処して行こうというのがそのねらいになつておる。ところがそれでは実際の飼料の状況はどうかといふと、少くとも現在日清、日粉、日東、昭和産業、この四社において国内飼料の約五十パーセント近くのもんを持つてゐるわけでありまして、しかもこれが価格のつり上げをしようとするところという結果が出る。その一つの例を日清製粉にとつてみますと、昨年度の下半期におきまして大体二億五千万円かもうけております。ところが御存じのように、現在小麦一俵に對しまして小麦粉が二俵とれる。そうして小麦二俵に對しましてふすまが一俵とれるわけでありまして、ところがこのふすまにいたしまして、今まで会社は小麦粉ではもうけていないで、全部ふすまでもうかつたような勘定になつてゐるわけでありまして、そういたしました、飼料の値上りに對してこれをセーブするために放出しようといひまして、これは原麦で外国から入つてゐるわけでありまして、原麦で入つておりますので、この原麦をこれらの会社に移行して行つて製粉しなければならぬ状態である。そこでこれらの会社

がもし期間を長引かせましたならば、必ず今のような価格の構成が行われ

て、遂には農林の方が非常に大きな痛手をおこすのではないかと思ふのであります。現在まで四社のつとつたやり方に対して、農林大臣はどういうお考えを持つておられますか。

○保利國務大臣 私は正直に申し上げますと、よく事情をきかれております。ところが、事務当局から聞いておりますところによりますれば、この飼料の価格がともすれば上向きたがる。それで需給安定法もできておるのだから、従つて価格の安定をはかる上から行きまして、食糧會計の負担においてもこれを安定して行くような措置をとらなければならぬ。個々の会社の運営をどういふふうによつてゐるか、私は実は正直に申し上げまして承知いたしませんので、至急取調べてみたいと思ひます。

○中村(時)委員 その場合に一点注意しておいていただきたいのは、少くとも安定法は農家経営の向上ということを中心になつてゐるわけなんです。しからば実際の価格のとり方はマーケット・プライスを中心にしてゐる。少くとも農家経営の向上ということであれば、家畜あるいは役畜に對する飼料の地位というものが問題になる。そこから割出すかあるいは加工されて行つた現実の問題からこれを逆算して行くかという、そういうような方向を十分おくみとり願ひたい。これはお願いなんです。

続いて現在問題になつてゐる砂糖の問題であります。砂糖は、メーカーが販売する場合に、昨年の末から本年の二月にかけて五十五、六円であつた。それが現在は六十円以上になつてい

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。そういう状態を考えましたとき、それは実際に国内において需要が多くなつて来たのかという、そうではない。昨年度の輸入量を見てみすと八十六万トン、本年度も大体それに似通つたものが推定されているわけであり。しかも現在米価を考へるにいたしまして、すべての農産物価格は昭和九、十、十一年のバリエー指数によつてやつていらつしやる。ところが昭和九、十、十一年の消費量を見て行きますと、大体当時は十二斤くらいであり。しかるに現在は十斤足らずであります。そういたしますと、より以上まだいるにもかかわらず、価格がこのような状態になつて来たのはどこに原因があるかということをお尋ねしたいのであります。

○保利國務大臣 中村さん、はなはだ恐縮ですが、説明員から説明させていただきます。

○東辻説明員 御説明申し上げます。昨年度砂糖は大体八十万トン程度輸入せられまして、八十六万トン程度の消費を見えておりますが、当初需要が旺盛でありまして、下期に至りまして相当な自由買付けが行われ、四月現在におきまして、本年度に持越すべき数量が約五十万トン程度に上つております。それに手持ちを加へまして、さらにその後本年度の四月から九月までの予算でもつて買付け予定のものを入れますと大体七十数万トンになると思ひます。そういつたような関係からいたしまして、相当の供給量が出るという予定のもとに価格が低落したたわけであり。中村(時)委員 私の言うのは、その数量という問題もありすけれども、

価格が上つて来た原因です。価格の上つた原因をひとつ。

○東辻説明員 大体砂糖の需要期は、正月前と夏の盆前と承知いたしてありますが、そういうような関係と、それから今般の消費税の改正等の仮需要の関係といったようなことから最近値上りした、このように考えております。

○中村(時)委員 ただ単に経済現象のそういう需給のバランスの上から来たものであると私は考えない。私は今その一々説明やいろ／＼なことをお聞きしたいのですが、大臣は時間がありまして、ひとつこの点をよく調査していただきたいと思ひます。ということはおきたいと思ひます。ということは昨年の原糖が八十万トンちよつとなつておりますけれども、それを月別に大休月七万トン、三箇月で二十一万トンになります。それに対する砂糖の消費税が非常に問題になつて来ておるわけであり。その消費税はどういうふうになつてゐるかという、大体今三箇月二十一万トンとして六十五億円あまりが銀行預託のようになつてゐる。銀行業者からこれらの砂糖業者に対するところの利潤あるいは貸付け、そういうような問題から、この価格が先ほどいふような安価に価格に上つて行われる場合には、その責任負担というものは非常に問題になつて来る。そこで私の聞いている範囲内におきましては、この金融業者と砂糖業者とが相結託いたしまして、この金融をするという裏づけのもとに、この価格のつり上げを行つたという実態が私には入つておるわけであり。そこでもしかり

にそういうような場合においては、一体農林省といつたしましては、どのような手を打たれるか、これをお聞きしておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 お話のような事態でもつて、価格のつり上げを共同行為として行つておるというところは、これは独禁法の許すところでもございませぬし、同時にまだ何と申しまして、砂糖の国民生活の上に占める重要性からいたしまして、そういう不当つり上げを策するようなことは、農林省として黙つておるわけには行かぬと思ひます。お話のような事態がありまして、どうか取調べまして、ありますれば、十分善処したいと思ひます。

○中村(時)委員 そこで現在これらの業者が、おそろく農林省に外国輸入の原糖に対して数量を減してくれということをお願いするは、どうでございませうか。そのことを事実は今このことを裏書きしてゐるわけ。だからこういう点に對して農林省としては、現在の、もちろんこれはドル為替の問題があり。けれども、今までの予定通りの輸入をはかるうとしていらつしやるかどうかをお尋ねいたします。

○保利國務大臣 何でも製糖工業会から六月の中ごろそういう陳情が農林省にあつたという話は聞いております。しかし、これはどうして申し上げようか、これはどうしてもわれ／＼国民生活の上になくはならないものでござい。ますから、従つて需給価格の安定をはかつて参りますことは、どうしてもやらなければならぬ、従つて陳情等の趣意もむろんこれはどういふところの陳情も十分聞かなければならぬことはもとよりでござい。ますけれども、陳情があつたからどうするといつて問題をきめるものではなくして、あくまで砂糖需給価格の面、同時に外貨の面からいたしまして、必要量だけはどうしても入れるという考え方で私は行つてもいい、また行くべきである、そういうふうな考へております。

○中村(時)委員 あとどのくらい時間がありますか。

○武田委員長代理 大体一時に終る予定になつておりますから、いま七分ばかりであります。

○中村(時)委員 それじや次にいたします。

○武田委員長代理 ほかに農林大臣に對する御質疑はありますか。

それではこの際先ほど長谷川委員の方から御要求のありました経済白書と申しますか、その説明の問題であります。須賀政府委員の方から発言を求められておりますので、これを許すことにいたします。須賀政府委員。

○須賀政府委員 経済白書につきまして、一言お呼びを申し上げておきたいのであります。今年度の経済白書は昨日の閣議に報告しまして、そのあと審議庁の方から発表いたしましたわけであり。ます。国会の方に対しては、昨日閣議の報告を終りますと同時に、経済安定委員会の方へ白書そのものをお届けいたしましたように手配をしておつたのでござい。ます。もちろんその所要部数等も整備をいたしまして、そのような手配をしておつたのでござい。ます。結果は私が役所へ参りまして調べたところによりまして、係りの方の手違ひで、今朝までにお手元に届いておらなかつたような結果になつております。これはまつたく私どもの方の

手落ちでござい。まして、非常に申訳ない結果になつたと考へております。ただ同時にお手元へ差出すような手配をいたしておりました点は、御了承願ひたいわけにござい。ます。本日お手元に差出してござい。ますので、ごらんをいただきたいと思ひますのであります。なお内容等につきましては、委員会の御都合で、いつでも私どもの方から詳細御説明を申し上げるようになつていただきたいと思ひます。私どもの方の手落ちのありました点をお呼びを申し上げます。

○中村(時)委員 私は実はこれは不可解なまゝと思ひ。ただ単に、手違ひで云々という問題じやないと思ひ。少くともこういうような問題を發表するといつたしましては、これに對する国民の影響といふものは非常に大きいのであります。し。こ。う。し。て。当然その責任が国会に――先ほど局長が言つたように、国会に責任をとられることになる。そういう場合に、委員会において、こういう内容を何も知らない、しかもそういう連絡が何もない、そのようになつて、ただ行政官庁において、そのような僥倖な行動をとるといふ、今までの考へ方の基本が問題だと思ひ。ます。私はこの点に關して一応お聞かせ願ひたいと思ひ。ます。

○長谷川(峻)委員 ただいま御説明があり。ました。が、私もその点について、この際ひとつ念を押しておきたいと思ひ。ます。この委員会がこのたび発足された当時から問題になつてゐるのは、この委員会が日本の経済の根本を確立するために非常に熱心にやろうじやないかという態勢からここに熱心な討議

が行われて来ている。そしてまた基本的な質問などもやろうじゃないかといつて、より／＼勉強しながらやつて来た。ところがこういう大事な報告書が、ほとんど全国民に配られたあとで、私たちの手元に入るといふことは、これはほんとうに国会を軽視するものだと思ふのであります。従来例からいたしても、委員会に配られる前に資料がよその方に流れている例は幾らでもある。これはただ単なる手違いとか何とかいう問題じゃなくして、ただいま中村委員からも言われたように、ものの考え方、私はそこに根本的な欠陥があるんじゃないかと思うのであります。こういう点について、あらためてひとつ委員会から経済審議庁に対し嚴重なる警告を発してもらいたいと思ひます。大体国会法におきまして、国会と委員会との關係などについて御認識されるならば、経済審議庁の方々がどういふふうな報告書を、先にどこ／＼にやるべきかというようなことは、はつきりおわかりになることだらうと思ひます。この点についてひとつ十二分にお考え願ひたいと思ひます。

○武田委員長代理　ただいまの発言は了承いたしました。つきましては、委員会におきまして、嚴重に政府の方にその点を申込んでおきたいと思ひます。

なおこの際お諮りしたいと思ひるのであります。法制局に対する質問並びにただいまの経済白書に関する説明並びにこれが質疑は明日いたしたい、かように考へます。明日午前十時から引續いて委員会をやりたいと思ひ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武田委員長代理　それではさようにとりはからいをいたします。それでは本日はこれをもつて散会することにいたします。

午後零時五十九分散会

昭和二十八年七月二十四日印刷

昭和二十八年七月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局